

# 保護者のみなさまへ

仙台市子供未来局

保育所の運営に要する経費は、入所児童の保育にあたる保育士などの職員の人件費、入所児童の給食材料費や保育に直接必要な保育材料費などの事業費、保育所の維持管理に必要な管理費から構成されています。

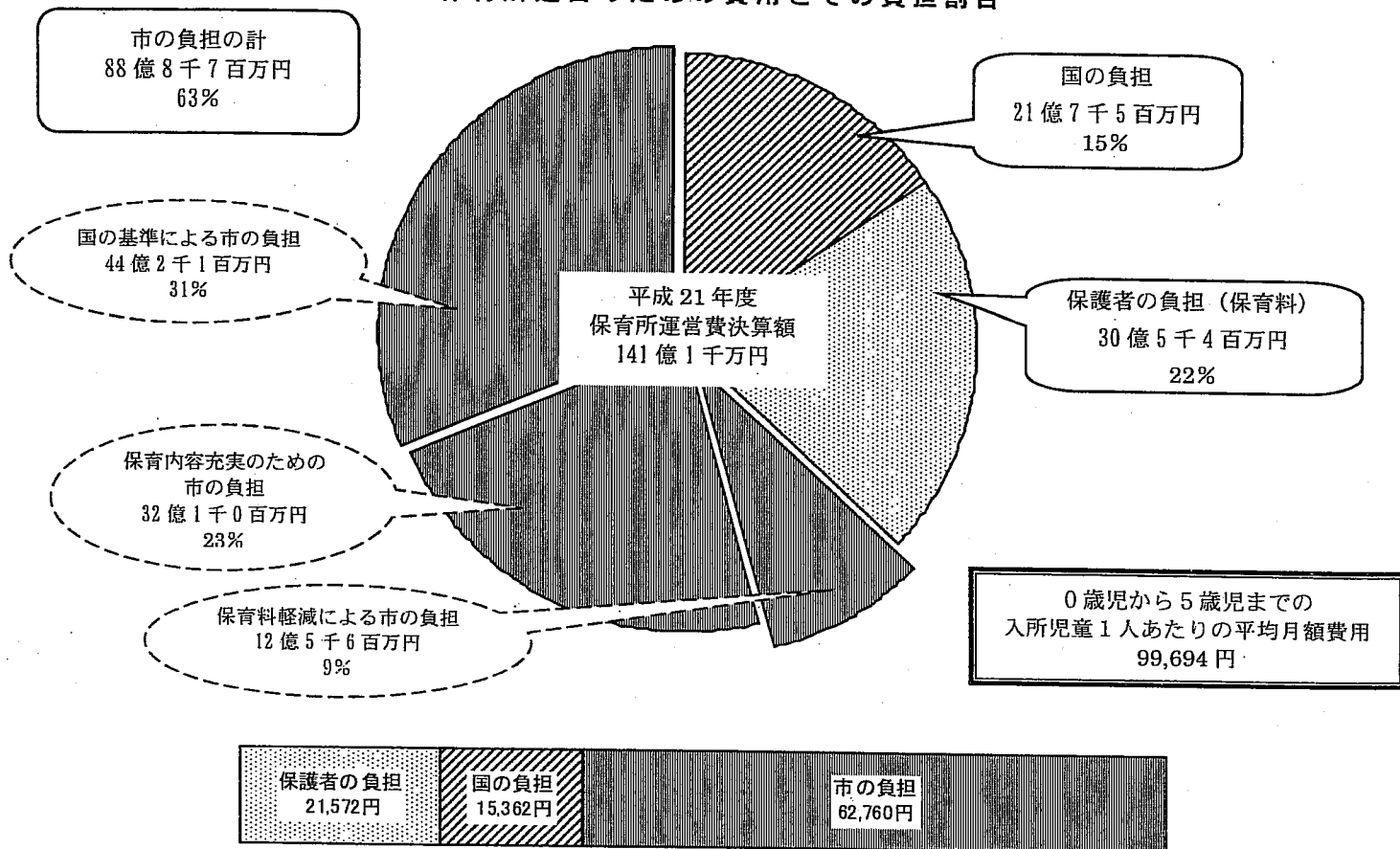
これらの費用は、保護者のみなさまに負担していただく保育料と、国および市の負担金でまかなうしくみになっています。（保育内容とそれに要する運営経費、保育料の基準は国が定めています。）

本市では、保育時間の延長や保育士の配置増など、国の基準を超えて保育内容の充実に努めており、このための経費は本市が独自に負担しています。

さらに、保護者のみなさまの負担をできるだけ減らすため、国が定めた基準よりも減額した保育料を設定し、その減額分は本市が負担しています。

今後とも、次代を担うこどもたちの健やかな成長を願って保育所の円滑な運営を図るとともに、多様化する保育需要に積極的に対応し、保育事業の一層の充実に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 保育所運営のための費用とその負担割合



※ 保育料に関するお問い合わせは、お子さんが入所している保育所を管轄する福祉事務所（区役所家庭健康課）までお願いいたします。

- 青葉区役所 家庭健康課 子供家庭係 TEL(代) 225-7211
- 宮城野区役所 家庭健康課 子供家庭係 TEL(代) 291-2111
- 若林区役所 家庭健康課 子供家庭係 TEL(代) 282-1111
- 太白区役所 家庭健康課 子供家庭係 TEL(代) 247-1111
- 泉区役所 家庭健康課 子供家庭係 TEL(代) 372-3111

☆保育料の納入につきましては口座振替としてください。